

カロリング朝と村落地域：司教条令の創出と発展について

カリーヌ・ファン・ライン

(菊地重仁訳)

皆様、本日の講演では、皆様をヨーロッパ中世初期、より具体的には、西暦8世紀後半から9世紀にかけてカール大帝とその一族によって統治されたカロリング帝国へのご案内したいと思います。伝統的に多くの研究は、これらの王、その政治、高位の知識人、そして学識ある司教たちに焦点を当ててきました。本日私たちが向かうのはその方面ではありません。これらすべての政治活動や知的な大仕事、権力者サークルの外側で一体どの程度の影響を及ぼしたのか、という問い。これはほとんど問われることのないままになっておりましたが、この問いへの答えを見出すことが、過去10年間にわたる私の研究目的の一つでした。王たちとその助言者たちが、自らの王国のために規則や規範を策定することにたいへん積極的であったことは知られていますが、果たしてこれらの理念や理想が宮廷の外に「着地」することはあったのでしょうか。これらは何百万もの臣民すべてに、何らか有意義な形で到達したのでしょうか。そして、文官や官僚機構が存在しない世界においては少なくとも同等に重要な問いですが、それは実際にどのようなかたちでうまく機能したのでしょうか。

ケーススタディとして私は、興味深いもののほとんど研究されてこなかった一群のテキスト、すなわち「司教条令」(カピトゥラ・エписコポールム *capitula episcoporum*) と呼ばれるものを利用します。これらは9世紀から10世紀初頭にかけて、地域の司祭たちの職務遂行を助けるために、司教たちによって書かれたものです。これらのテキストを研究することによって、私たちは上層部による規範や決定をフランク世界のローカルなレベルにもたらしたメカニズムに迫ることができますし、そのようなテキストを伝える手稿本を研究するならば、地域社会そのものについて何らかの知見を得ることさえ可能なのです。

本講演の流れは以下の通りです。論旨を明確にするため、5つの章に分けました。はじめに、とりわけこの時代にあまり馴染みのない方々の助けとなるよう、背景知識として、カロリング期のヨーロッパについて、その最も有名な統治者であるカール大帝の時代を中心に少々ご説明します。次に王政の形態を説明し、カール大帝が地域社会をどのように構想していたのかを、とりわけ彼が自身をキリスト教の神の恩寵によってキリスト教徒の民を統治している王とみなしていたという観点から論じます。第3章において、このような高次元の規範と理想は、司教条令へと行き着きます。これらは、そうした抽象的な理想を実用的なものへと転化するために考案されたものです。第4章の考察対象は、これらすべての決定をローカルなレベルで実行することを期待された、地域の司祭たちです。一連の障害を考えれば、彼らの任務は決して容易なものではありません。

せんでした。最後に論の締めくくりとして、村落地域を規制しようとする試みがどの程度成功したのか、そしてこれらすべての努力の長期的な影響は何であったのか、という問いについて簡潔に考察します。

1. カール大帝とカロリング帝国：5つのポイント

初期中世のヨーロッパでおそらく最も有名な皇帝、カール大帝から始めましょう。彼は768年、新興でありながら極めて野心的で、政治的に賢明かつ成功した王朝の一員として王になりました。教皇との相互に有益な協力の結果、彼は800年、クリスマスの日に教皇自らが彼を戴冠したことで、西ローマ帝国の終焉以降で初の西方の皇帝となりました。父ピピンと同様、彼は何度かの征服戦争を行い、フランク王国を大幅に拡大することに成功しました。彼が亡くなる頃には、カール大帝とその配下たちによって統治された領土は、南イタリアからオランダに至るまで、そして北海沿岸から現代のポーランド国境に至るほどに広がっていました。これは約120万平方キロメートルで、(ウィキペディアによれば) 日本の約3倍、現代のオランダの30倍以上の広さです。ローマ時代以降、ヨーロッパにこれほど広大な帝国は存在しませんでした。しかしながらおそらくご存知のように、この帝国の寿命は長くはなく、カール大帝の孫たちの世代のうちにすでに分裂してしまいました。とはいえ帝国が存続していた1世紀ほどの間に、この王朝はヨーロッパ文化に絶大な影響を及ぼしました。研究にとって非常に重要な要素の一つは、カロリング期の人々が学ぶこと、教えること、書くこと、研究することが良いことなのだと固く信じており、当時書かれたり筆写されたりしたテキストを含む約1万点の獣皮紙手稿本（および手稿本断片）を私たちに残してくれたことです。莫大な富と時間が、素晴らしい図書室を（特に当時の研究と学問の中心であった修道院において）生み出すために投じられました。これらのいくつかは今日まで残存しています。

さて、カール大帝の時代のカロリング帝国はどのようなところだったのでしょうか。この時代にあまり馴染みのない方々のために、いくつかの特徴を概説しましょう。

第一に、その人口です。領土は広大だったかもしれませんが、帝国の人口密度はきわめて低かったことを覚えておくのが重要です。もちろん、関連する史料がないため、妥当な数字を提示するのは困難ですが、私が知る最良の推定によれば、この領域には約2000万人が住んでいたとされています。現在、この同じ領域の人口は約5億人です。しかしながら、私の母国（オランダ）の大きな沼地、ドイツ北部の広大な原生林、あるいはフランスやイタリアの山岳地帯など、多くの場所は居住や農業に適した状態になっていませんでした。

第二に、これらの人々の圧倒的大多数は、教育を受けず識字能力もない農民であり、農業に最も適した地域で土地を耕していました。彼らは小さな共同体（数軒の農場、数家族とその家畜、といった10人から200人程度のものを想像してください）の中で生きており、その視野はせいぜい^{リージョナル}地域的なものでした。彼らの中には耕作する土地を所有している者もいましたが、ほとんどはそうではなく、したがって領主の許可なしに移動する自由はありませんでした。耕作する土地を

介して、彼らは貴人たちや王家、さらには司教や修道院を含む、非常に裕福できわめて大規模な土地所有者である少数の上流層に縛り付けられていたのです。農業に携わる者たちにとって、それは容易な生活ではありませんでした。農業生産高は低く、当時の年代記はしばしば飢饉、洪水、戦争、その他の災害に言及しています。

第三の点は都市に関わります。都市はいくつかありましたが、それらは小規模でした。小規模というのは、パリやローマのようなごく少数の例外を除き、人口5000人から1万人程度ということです。これらの都市の圧倒的多数はローマ時代から存続していたものであり、司教座が置かれていました。ここで私たちは司教に出会います。彼らはこの後の私の話で重要な役割を果たします。彼らはフランク教会における重要人物であり、それぞれが司教区（すなわち教会管区）の責任者でした。宗教的専門家としての資格において、彼らは王にとって重要な助言者の役割を果たし、また、自らの司教区内で王の決定を実行する責任も負っていました。先に述べたようなすべての小さな村々を想起し、その社会のロジスティクスを想像するならば、これは容易な仕事ではありませんでした。この点については、後ほど再び触れます。

今述べたことが第四の点、宗教へと私たちを導きます。カロリング世界はキリスト教世界でした。あるいはおそらくより正確には、それは形成途上のキリスト教世界であり、この宗教はさまざまな場所で多様な形態をとっていました。4世紀までに後期古代のローマ皇帝の支配下に入っていた地域では、キリスト教は古くからの伝統になっていました。しかし、北部や東部で新たに征服された地域にはこの伝統がなく、他のさまざまな信仰体系から改宗させられました。この改宗は非常に長く緩慢なプロセスであり、カール大帝の時代において、完了からはほど遠いものでした。このこともまた、今日の話の続きにおいて重要なことです。

そして最後に、王自身についてはどうでしょうか。彼は、彼のために戦争を遂行し王国統治を助けてくれる軍事貴族に依存する統治者であり、それゆえに重要な決定にあたっては、この有力者集団との間に合意を形成することを必要としていました。彼はまた、都市における司教たちや大規模修道院の院長たちといった宗教的上位層にも依存していました。こうした聖俗の有力者たちと共に、将来の計画が立てられ、王国を統治し永遠の救済へと導くための決定が下されました。なぜなら、これこそがカール大帝やカロリング朝の他の王たちが自身を捉えていた姿だからです。彼らは、自らの民を天国へ導くためにキリスト教の神によって選ばれたのであり、それは実に大きな責任でした。結局のところ、全住民に救いを与えるということは、すべての小さな村々や農耕共同体をも考慮に入れなければならないことを意味し、これを始めるためだけでも特別なインフラが創出されねばなりませんでした。

2. 村落地域のための規範と規則：「一般訓令（*Admonitio generalis*）」

この種の抽象的な論点やおおよその概要に関する最初の問いは、もちろん、常に同じです。すなわち、これは実際にはどのように機能することになっていたのか、というものです。王国は広大でしたが、インフラは最小限であり、王が自らの職務の一部を委任できるような官僚機構は存

在しませんでした。カロリング朝の王たちが行ったことは、助言者たちや指導層の人々との長く大規模な会議を組織し、いわゆるカピトゥラリア *capitularia* を作成することでした。これは基本的には、全員が合意した決定事項を連ねたリストです。ここには常に暗黙の側面があります。すなわち合意とは、議論に参加し決定事項を承認した者たちが、さらに自らの管轄区域内で積極的にその実施を支援することを意味していたのです。

ここでカール大帝が自身の名において発布した最も重要な文書の一つ、すなわち789年に発布された、いわゆる「一般訓令 *Admonitio generalis*」へと話題を変えましょう。この「一般訓令」は、フランク王国とそのすべての住民、貴族から社会の最も卑しい階層に至るまでのあらゆる住民の将来のための、長大なプログラムです。これからその内容について少しお話しします。というのも、これがこの講演の中心テーマへとつながっていくからです。すなわち、村落地域の統治、これらすべての村々におけるキリスト教信仰の奨励、そしてこの野心を実現するための新しいテキストの発展です。

この『一般訓令』が、カール大帝と彼の周囲の指導的な人物たちとの協働の産物であることは明らかです。その序文でカール大帝は、自らの王国を改善し、誤りを正し、神が永遠のいのちを与えてくださるにふさわしいものとするために、伯、司教、判事、修道院長、その他の賢人たち（女性はここで何の役割も果たしていなかったことに留意すべきです）を含むすべての人々に助言を求めたと説明しています。言い換えれば、この未来への計画は、重要人物すべての支持を得ており、したがって私たちはこれを、フランク王国がいかにあるべきかという共有されたビジョンとみなすことができます。その結果、テキスト自体は実践的な項目とより抽象的な理想との組み合わせになっています。主題は、世俗的な関心事も扱われてはいるものの、主として教会の組織、その信仰、およびその聖職者に関するものです。テキストは長めの箇条書きのリストという形をとっており、各条項は特定の人間集団に宛てられています。第50条は司教に対し、30歳未満の者を司祭に叙階しないよう指示しています。第51条は、すべての人々、おそらくはすべての俗人に対し、一度婚約者を得たら別の婚約者を持たないよう指示しています。そして第54条は、司祭と司教双方を示す言葉である *sacerdotes* に対し、ミサの最中に行われる祈祷の前に、（教会でその生と死が記憶される人々の）名前を読み上げないよう告げています。

これらの指示のほとんどは、権威ある古き教会法規（カノン）に基づいています。その意味で、私たちは同様の規則の長い伝統の上に築かれた文書を見ていることになります。しかしながら留意すべきは、これらの目標は、本気で取り組むことをすべての人々に納得させることによってのみ達成可能だったということです。人々が同意しない場合に規則や規制を強制する方法はありませんでした。同意が鍵だったのであり、これこそがこのテキストが繰り返し強調していることです。これらの目標は共有された理想であり、すべての人々の助けがあって初めて達成可能なものでした。

さて本日の私たちの目的にとって「一般訓令」が興味深いのは、まさしくその末尾において、いくつかの新しい素材が付け加えられた箇所、すなわち、それ以前の教会法に先例のない規範や

理念の部分です。ここに、普通の、エリートではない人々について、彼らの信仰や振る舞いについての一連の条項を見出せます。言い換えれば、非識字の農耕共同体、すなわち非常に広大な村落地域における全ての小集落に住んでいた人々に関する情報を見出せるのがここなのです。これらの条項はきわめて基本的な内容に聞こえ、そのほとんどは司教または司祭に宛てられています。現地での実践的な実行責任を負うのは彼らだと考えられていたのです。例えば、司祭たちは俗人を正しく洗礼する方法を知っていなくてはならず、非識字の農民でも言われていることを理解できるような方法で説教しなくてはなりません（これは、彼らがラテン語ではなく俗語で説教したことを含意します）。また彼らは⁽¹⁾ 客人を歓待すべきであり、日曜日に働いてはなりませんでした。再び問わなくてはなりません。これは実際どのように機能するものとされていたのでしょうか。何しろ何万もの小さな集落が存在しており、これらすべての人々の生活と道徳が「一般訓令」で示された計画に従って改善されるには、何らかの方法で彼らにまで声を届ける必要があったのです。例えば、すべての人が正しい儀式として洗礼を受けるべきであるという要請がありますが、これを実際どのように想像すべきでしょうか。洗礼は手の込んだ儀式であり、志願者は事前にキリスト教の基本原則と主要な祈りを学ぶよう要求されていました。したがって、最も辺鄙な集落の最後の一人の農民に至るまで、すべての住民がこの儀式を受けられるよう保証することは、途方もない作業だったのです。

要するに「一般訓令」は、支配層エリートが抱えた未来への理想を示す大きな枠組みを提供したという意味で非常に重要です。しかし細部や実践的遂行のレベルでは、あまり有用ではありませんでした。その一方で、王、そしてさらには彼の周囲の指導者層が、地上で神の御業を行う人々であるという考えが、すべての細部を実に妥当なものとしていました。中世初期のキリスト教の神は、おおらかな神ではありませんでした。神は正しいラテン語で呼びかけられることを望み、間違いのない儀式を要求しました。期待に応えられない王とその王国は罰せられるのです。この種の考え方は、当時書かれた歴史書の至る所で見られます。昆虫が収穫物を食い荒らしたために飢饉が発生したとき、人々が最初に問うたのは「これらの昆虫は皆どこから来たのか」ではなく、「この罰に値するような、どんな悪いことを私たちはしてしまったのか」でした。「一般訓令」のような高レベルの政治文書は、単なる理論ではなく、使用されることを意図したテキストでした。しかし、それらを実際に機能させるためには、別レイヤーの説明が必要だったのです。ここで、本講演の第3部に移ります。

カピトゥラ・エписコポールム

3. 新たな規範の実践的遂行のための新たなテキスト：司教条令

フランク王のカピトゥラリア（カピトゥラリアの多くは彼らのもとから生じました）は、歴史家である私たちが当時の政治思想を理解するため、そして当時の政治文化において政治と宗教を区別することが実際には非常に困難であった様相を理解するための、重要な史料です。結局のところ王は、伯や司教から助言を受けつつ、世俗の事柄と教会の事柄の両方が神の御心にかなうように統治する者でなければなりませんでした。そして先ほど確認しましたように、宗教や道徳的

問題、現地での住民の振る舞いに関する多くの任務は、司教たちに委任されました。各司教は毎年、自らの司教区内のすべての共同体を訪問し、地域の教会が秩序だった状態にあること（雨漏りする屋根は明らかにいたるところで問題になっていました）、悔い改める者が和解している（ゆるされている）こと、そして聖職者が彼らに期待される模範的な仕方で行動していることを確かめなくてはならない、という長きにわたる伝統がありました。しかし、実際にはこれを組織するのが困難であることも判明しました。大きすぎる司教区もありましたし、司教たちは多忙でした。彼らは王宮へ旅し、上層部の会議に出席し、そして司教区内のあらゆる問題を解決しなければならなかったのです。思うに、司教座都市に程近い共同体は時折訪問されたでしょうが、村々が遠くなればなるほど、そうした訪問の頻度は低くなったことでしょう。

しかしながら、カール大帝が地方の一般信徒の道徳的・宗教的福利に強い関心を抱くようになった頃にはすでに、司教による時折の訪問以上の何かが必要であると、痛感されるようになっていました。ここで新たな動きがありました。司教たちが、現地の状況に合わせた実用的なテキストを書き始めるのが良いと判断したのです。そうすれば、司教があまり頻繁に赴くことができない場所においてさえ、現地の司祭たちが文字を通じて規範や期待事項を把握できるようになるからでした。それが、カピトゥラ・エписコポールム 司教条令 *capitula episcoporum*、すなわち「司教たちによって書かれた条項」だったのです。これはいくつかの実践的な問題を解決するために800年頃に考案された、まったく新たなタイプのテキストでした。より明確にお伝えしましょう。第一の問題は、「一般訓令」のようなカピトゥラリアでは、人々が実際にそれに基づいて仕事をするのに、明確さや厳密さが十分ではなかったことでした。第二の問題は、これらの上層部に発するテキストで述べられた規範や期待が、フランク社会の地域レベルまでは到達していなかったことでした。では、この新たなタイプのテキストがどのような役割を果たしていたのかを理解するために、司教が定めた規則のうち最も有名なものを見てみましょう。

800年に差し掛かる頃、オルレアン司教テオドゥルフが、特に管轄下の教区聖職者に向けて、助言と解説を一連の条項にまとめて書き記したのが、おそらく最初の事例です⁽²⁾。皆様の中には、すでにテオドゥルフをご存知の方もいらっしゃるでしょう。彼は単なる司教ではなく、当時の最も重要な知識人の一人であり、カール大帝の側近の助言者でした。彼は非常に複雑で、高度に洗練されたテキストを多く書き残しています。それらに比べて彼の最初の司教条令は、おそらく最も洗練されておらず、知性を感じさせるものでもありませんが、それが彼の司教区内各地の司祭たち向けだったことを考えれば、それは理にかなっています。

9世紀後半の手稿本に収録されたこのテキストの冒頭部分を見ると、有名なはずの著者には言及せず「司教から司祭たちへの訓示」という手短なタイトルが付けられています。その後が続くのは、非常に実践的で有用な45の条項からなるリストです。その中でテオドゥルフは、「一般訓令」やそれに類する社会上層で利用されたテキストにおいて示された抽象的な王の理想を翻案した、地元の司祭たちのための実践的な手引きを提供しています。話がどれほど実践的になったかを理解していただくために、いくつか例を挙げさせてください。私のお気に入りの一つは、司祭

がミサを執り行うのに必要なパンをどのように入手すべきかという説明です（第5条）。これは真摯な疑問に起因した説明だったのだと思います。というのも次のような問いが浮かぶからです。どんな種類のパンでも良かったのか、特別なパンが使われるべきだったのか、もしそうならば司祭はどこでそれを入手できたのか、と。テオドゥルフは心強いほどに率直です。曰く、ミサを執り行うのに必要なパンは、司祭によって、あるいは彼の下にいる少年たち（おそらくは彼の生徒たち）によって焼かれるべきであり、後者は司祭の厳格な監督のもとでこれを行うべきである、と。問題解決です。留意していただきたいのですが、この種の知識は、上層部のテキストであるカピトゥラリアではほのめかされてさえいません。そこではただ「ミサは正しい方法で捧げられるべきである」と述べられているだけなのです。この儀式の細部のどれほど多くが周知のこととみなされていたのか、お分かりいただけるでしょう。テオドゥルフは、彼の司祭たちにはそこかしこで追加の説明が必要だとわかっていたのです。

おもしろい例をもう一つ挙げましょう。教会が納屋のようなものではなく、聖なる建物であることの、非常に丁寧な説明です（第8条）。たとえ教会が十分な空間を備え頑丈に建てられた建物である傾向があったとしても、当時、聖なる空間と納屋との違いを誰もが理解していたわけではなかったことが、ここからはっきりとわかります。教会が適切な敬意をもって扱われることを確実にするためには、この点においても、追加の説明が必要だったのです。テオドゥルフは明確かつ実践的であろうと努め、難解なラテン語では書きませんでした。これらはすべて、司教条令が地方での使用のために作成されていたことを示すものです。テオドゥルフの指令一覧が、いわば9世紀のベストセラーになったことは、おそらくそれほど驚くべきことではありません。このテキストを含む手稿本は現在なお約50点伝来しています。この数字に、9世紀の同僚たちが自ら用いるためにその一部を筆写した例は含まれていません。さらに、このジャンルの創出によって、テオドゥルフは一つの流行を生み出しました。カロリング期に司教たちが地元の聖職者のために書いた、60点以上のさまざまな司教条令が伝来しています。

さらに、同じ力学の結果として、第二のタイプの新たなテキスト、すなわち司祭の審査のためのテキストもありました。これは、司教条令ほどの大成功とはいかなかった実験でしたが、十分興味深いものですので、皆様に事例をお示ししましょう。ここでの思考の筋道は、司教条令の背後にあるものと明らかに同じです。すなわち、もし教育を受けた司祭が各教会で奉仕するため各共同体に配置されるならば、一般信徒の道徳的水準と生活様式は改善されうる、と。これは一般的な話に聞こえるかもしれませんが、もしこれらのテキストにおける特定のアクセントに目を向けるならば、何が核心的な要素であったかを明らかにすることが可能です。そしてそこで明らかになるのは、司教条令と司祭審査要項の双方が、王のカピトゥラリアが示す基本方針に従っていたということです。しかし同時にこれらはそれ以上の役割をも果たしていました。上層部では議論も説明もされなかったにもかかわらず、地域で物事を機能させるために必要なすべての論点が、司教たちによって付け加えられていたのです。テオドゥルフと同様に宮廷での議論を熟知していた王の助言者の一人であった、リエージュ司教ゲルバルドゥスが作成した司祭審査要項を見

てみましょう⁽³⁾。すべての司祭が知っておくべきことの概要になっています。「一般訓令」では、この全体が短い一節に集約されています（例えば第68条）。

ここで私が特に興味深いと思うのは、この審査要項が、司祭が果たすべき通常の宗教的義務の多くを取り上げているということ、そしてこのリストの背後には多くの知識と理解があるということです。その意味で、この司祭審査要項は司教条令と似ています。このリストのほぼすべての項目、あるいはテオドルフの条令のすべての条項が、少なくとも一点の別のテキストの知識を前提としているのです。例えば、ゲルバルドゥスの審査要項については、キリスト教における二つの主要な祈りに関する知識と理解があげられます。これらの祈りは、すべての俗人が受洗前に知っておくべきものでした。しかしこれらは神学的に非常に複雑な問題です。例えば、クレド（信条）には、父と子と聖霊の三位一体についての説明が含まれていますが、これは極めて複雑なもので、後期古代の新プラトン主義の確かな素養がなければ、今日でさえ説明し理解するのは困難です。それでもなお、司祭たちは自らの管轄下にあるすべての一般信徒が少なくとも基礎知識を身につけていることを確認すべきとされていました。実にカロリング期的な現象ですが、司祭たちがこれらの問題について学び、自らの職務に備えることを可能にするような資料を確保すべく、何百もの有用かつ新しいテキストが執筆されました（余談ですが、これらのさまざまな説明すべてを読み始めればすぐに、神学に関わる複雑な事柄についてさえ二つとして同じものはないことに気づくでしょう。均一性はまだ物語の要素ではありませんでした。それが登場するのは、ずっと後のことなのです）。

さてゲルバルドゥスの審査要項に戻り、この司教が要求したさまざまな知識に焦点を当てましょう。結局のところ、列挙されたすべての項目について司祭たちが一般信徒に正しいことを教えられるように、カロリング期の著者たちは、司祭たちが知るべきことを詳細に説明する新しいテキストを書いたのです。さらに興味深いことに、専ら司祭のためとされた手稿本の最初期ものが800年頃に制作されましたが、これらはまさにそうした資料を収録していました。司教条令は、司祭たちによる村落地域の共同体での教育を助ける重要な革新であったと言えるでしょう。これらのリストや説明は、手稿本全体の目次のようなものとしても使われました。現在、これらの書物は50点から100点ほど（基準をどれほど厳格にするかによります）伝来しており、私たちに地域の司祭たちの生活についての魅力的な洞察を与えてくれます。これが次の主題です。

4. 地域の司祭と地域におけるキリスト教社会の創造

さて、司教条令や審査用リストの執筆対象であり、フランク王国の住民が道徳的に善い生活を送りその宗教的義務を果たすことを確実にするため、あらゆる困難な仕事をこなすものとみなされていた人々の出番です。地域の司祭は、通常、彼らが奉仕することになった村の出身者でした。当地の言語を話す必要がありましたし、当地の人を知り、現地に親族関係者がいることもまた助けになったに違いありません。ジュリア・バロウの研究は、息子の一人を学校に行かせて司祭にするために、家族が本当に最善を尽くしていた実態を明らかにしました。司祭職はいくらか

の土地と安定した収入を伴う良い仕事であり、困難な時に家族を助けられる可能性もありました（たとえそれが厳格に禁じられていたとしても、です）。カロリング期以前、地域の司祭の数は多くありませんでした。教会に行きたい人は、もし司教座都市の近くに住んでいれば大聖堂を訪れ、あるいは地域の修道院に行きましたが、辺鄙な地域に住んでいた場合は、そもそも教会には行くことができなかったのです。この状況は8世紀後半から劇的に変わりました。シュテフェン・パッツォルトが示したように、前例のない数の教会が地方の集落に建てられ、これらの共同体に現地で奉仕させるため司祭たちの一大集団を訓練することに多大な努力が注がれました。人々はもはや教会に行くために遠くまで旅をする必要がなくなりました。教会が彼らのもとにやって来たのです。これは今日でもヨーロッパ中で確認できる、この時代の革新でした。すべての村に少なくとも一つの教会があるのです。この点においても、カール大帝と彼の助言者たちがどれほど真剣に村落地域とその住民のことを考えていたのかは明らかです。

当時の地域司祭についての知見は、主として彼らのために作られた手稿本から得られています。彼らがこの書物を利用した場合、どのような知識を得られたのか、またその結果、彼らの管轄下にある一般信徒たちに何を教えることができたのかを知ることができるのです。例を見てみましょう。現在ミュンヘンにある手稿本です（München, Bayerische Staatsbibliothek, Clm 14508）。収録内容を見ても、今やおそらく大して驚かないでしょう⁽⁴⁾。ここには、「一般訓令」で一般的な言葉で言及されている要素や、司祭審査で要求され、司教条令では少し踏み込んで説明されているような知識が見出されます。これらすべての要請の背後にある知識がここに記されているのです。この書物で学んだ司祭は、審査に合格し、信徒共同体におけるすべての任務と義務を支障なく果たすことができたでしょう。

おそらくこれはすべて予想の範囲内でしょう。司祭には宗教的職務があるのですから、そうした人々のために編纂された手稿本が、関連する宗教的知識で満ちているのは理にかなっています。これらの手稿本について私が極めて興味深いと思っていることの一つは、これらが9世紀の間に非宗教的な知識をも収録するようになったことです。例えば、いくつかの手稿本には医療の処方箋が見出され、別の手稿本は神判（神明裁判）の説明を含み、さらに別の手稿本は名前を書き加えれば使えるラブレターの文例を含んでいます。このことが示唆するのは、司祭たちが、ひとたび地域社会の一部となると直ちに、多かれ少なかれあらゆることに関するナンバーワンの識字専門家になった、ということです。加えて彼らが地域の生活に完全に統合されていたこと、彼らの隣人たちもまた彼らがその専門家としての役割を果たすのを期待していたことが示唆されます。先ほど言及したミュンヘンの手稿本には、いくつかの特別な知識が付加されました。元々は空白だったページ（87葉裏）に、いわゆる「エジプト日」が二つの異なるバージョンで記載されています。ページ上部には9世紀か10世紀に、下部にはそこから数世紀後に追記されたのです。ちなみに「エジプト日」とは、あらゆる物事にとって不吉な日だと考えられていましたが、特に瀉血にとって不吉でした。不吉な日のリストは、この手稿本が書かれる1000年前にはすでに古代ローマで知られており、それらがどのようにして正確にキリスト教ラテン・ヨーロッパへ

伝わったのかは、今なお謎のままです。しかし、現にそれは伝来しています。司祭が、彼の管轄下にある人々に、おそらくはこれらの日には医療処置を受けないように、そして何か普段と違うことはしないようにと助言するために用いることができた、二つのリストが伝来しているのです。

同様に追記され、きっと俗人にとって非常に有用だった知識の例をもう一つ挙げましょう。神判の場で用いられるべき祈祷文2点のペアです（146葉裏～147葉表）。神判とは、ある人物が有罪か否かを決定することが不可能な場合の一種の法的手続きであり、最後の手段として、神の裁きを求めるものです。これを行うための儀式はいくつかありますが、この手稿本に追記された祈祷文は、最もよく知られた二つを反映しています。赤熱した鉄を祝福する最初の祈りは、被疑者が赤熱した鉄片を持たなければならない儀式のために必要とされるものです。もし彼の手がうまく治癒すれば、神が彼の無実を確信しているのは明らかですが、しかしもし治癒しなければ、それは有罪の明確な証なのです。熱湯のための第二の祈祷文も同様の方法で機能しました。この場合は被疑者がその手を熱湯の中に入れなければなりませんでした。司祭が世俗の法に関わることは公式には許されていなかったにもかかわらず、聖俗二つの領域が混じり合っていた様子、そして紛争に巻き込まれた俗人が司祭のもとを訪れ、神に裁きを委ねるためにこの儀礼を執り行うよう求めた様子がうかがえます。

以上要するに、司祭たちは、教会が至る所に建てられ始めた時に地域共同体の一部となり、一世代か二世代のうちには、彼らは地域における宗教的専門家であるだけでなく、より広く、読み書きを必要とするあらゆることの専門家となったのです。したがって、多くの古い研究文献において、これらの司祭たちが半ば異教徒で酒に溺れた知性に欠ける男たちであったと考えられていたことは、大体の場合偏見で、見直されるべきです（もっとも、それが真実であった場所もあったでしょう）。彼らの書物は、上層部が示した規範と理想がフランク世界の小さな集落にまで浸透していった過程に、そして、神の御心にかなうキリスト教社会を築くために真剣な試みがなされたことに、光を投げかけ非常に興味深いものとしています。もちろん、私たちは望ましくないあらゆる類の不測の事態（喧嘩に巻き込まれる司祭、あるいは女性とベッドにいるところを捕まる司祭、あるいは最も高い値を付けた入札者に祭具を売る司祭）についても知ってはいますが、これらは不測の事態だったのであり、話の本筋ではありません、さて、この講演全体から導き出される三つの最重要事項を整理することで締めくくりとさせていただきます。以下が私の結論です。

5. 結論

まず最も明白な発見は、規範と理念の広がり、フランク社会の社会的階梯のかなり下の方までたどることができるということでしょう。手稿本に残された記録を通じて、少なくとも三段階が明らかになります。第一に、宮廷における最初の決定とその定式化です。しかしそのとき司教たちの管区に関わる決定は、いわば彼らに委ねられました。彼らは第二段階として、概略的

な理念を、司祭たちに向けたより具体的な指示へと転換したのです。ここで司教条令と司祭審査要項が登場します。これらのテキストは聖職者の教育において使用されただけでなく、参照用に司祭のための手稿本にも収録されました。このとき、第三段階として、司教条令は、司祭が何を知り何ができなくてはならないかを示した、一種の「To Do リスト」のように読まれました。これを基盤として、地方の村々に住む司祭たちが使用するための手稿本全体が編纂されたのです。もちろん第四段階も存在しますが、これは暗黙の段階で、文字記録は残っていません。ともあれ知識は司祭から非識字の一般信徒へとまた移転されました。もし誰かが助言を求めて司祭の家のドアを叩いたときも、これらのテキストすべてを収めた手稿本は、きっと役立ったことでしょう。

結論の二点目は、研究の伝統に関わります。つまり私たちがいかにそれとは異なった振る舞いをすべきか、ということです。ご存知かもしれませんが、過去の（そして現在の多くの）研究者たちは、王、重要な貴族、著名な知識人、高次の政治、戦争といった類のことにのみ関心を寄せてきました。したがって、私たちが今しがた議論したような類の問いは、通常まったく話題になりません。私の考えでは、これは間違いです。特にエリートと高次の政治へのこの狭い関心が、「カロリング文化」についての一般的な言明につながっているとすれば、なおさらです。私の考えでは、私たちは名もなき大衆にも注意を向ける必要があります。フランク王国民のキリスト教徒としての改善に携わったすべての人々に、クレド（信条）の説明を書いた逸名著者たちに、あるいは、祈りと助言を求めて地元の司祭を訪ねた小農民たちに、関心を向けるべきなのです。

最後の点は楽観的なものです。司祭のための手稿本と関連する資料を利用すれば、私たちはフランク王国の村落部に住んでいた多くの非識字の住民たちについて知ることができます。このことはほとんど知られていませんが、私の意見では、もっと注目されるべきことです。考古学資料は着実に増加していますし、司祭のための手稿本や関連テキストは、地域における生活、信仰、行動などについての重要な知見を確実に提供してくれます。ますます多くの手稿本（見た目が良いものが先になりますが）がデジタル化されていますが、その中には、まだ誰も研究したことのない、未発見の資料が数多く眠っていると確信しています。ですから、もしあなたが新しい研究プロジェクトをお探しなら、ぜひ私にお知らせください。皆さんが取り組むに十分なほどの、未校訂の、未知の素材があるのです。

ご清聴ありがとうございました。

主要参考文献⁽⁵⁾：

Die Admonitio Generalis Karls des Großen, eds./transl. Hubert Mordek, Klaus Zechiel-Eckes and Michael Glatthaar (Hanover, 2012).

MGH Capitula episcoporum I, ed. Peter Brommer (Hanover, 1984).

MGH Capitula episcoporum II, eds. Rudolf Pokorny and Martina Stratmann (Hanover, 1995).

MGH Capitula episcoporum III, ed. Rudolf Pokorny (Hanover, 1995).

Julia Barrow, *The clergy in the medieval world. Secular clerics, their families and careers in North-Western Europe, c.800–c.1200* (Cambridge, 2015).

Peter Brommer, *Capitula episcoporum, die bischöfliche Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts* (Turnhout, 1985).

Peter Brown, *The rise of western Christendom: triumph and diversity AD 200-1000* (Chichester, 2013).

Wendy Davies, *Small worlds. The village community in early medieval Brittany* (London, 1988).

Peter Heather, *Christendom. The triumph of a religion* (New York, 2022).

Thomas Kohl, Steffen Patzold and Bernhard Zeller eds., *Kleine Welten. Ländliche Gesellschaften im Karolingerreich* (Ostfildern, 2019).

Janet L. Nelson, *King and emperor: a new life of Charlemagne* (London, 2019).

Steffen Patzold, *Presbyter: Moral, Mobilität und die Kirchenorganisation im Karolingerreich* (Stuttgart, 2020).

Steffen Patzold and Carine van Rhijn eds., *Men in the middle. Local priests in early medieval Europe* (Berlin, 2016).

Ingrid Rembold, Arthur Westwell and Carine van Rhijn eds., *Rethinking the Carolingian reforms*

Carine van Rhijn, *Shepherds of the Lord. Priests and episcopal statutes in the Carolingian period* (Turnhout, 2007).

Carine van Rhijn, 'The local church, priests' handbooks and pastoral care in the Carolingian period', *Chiese locali e chiese regionali nell'alto medioevo*, Settimane di Studi 61 (2014), pp. 689-706.

Carine van Rhijn, *Leading the way to heaven. Pastoral care and salvation in the Carolingian period* (Abingdon, 2022).

Claire Tigolet, *Théodulf d'Orléans (vers 760- 821): histoire et mémoire d'un évêque carolingien* (Turnhout, 2023).

Bastiaan Waagmeester, 'Bishops, priests and ecclesiastical discipline in tenth and eleventh-century Lotharingia', *Frühmittelalterliche Studien* 57 (2023), pp. 315-346.

注

- (1) 訳者註：客人の歓待に関する規定（73条）および日曜日に関する規定は（79条）はいずれも聖職者のみに宛てられた条項ではなく、「全ての人々へ*Omnibus*」宛てられた条項に含まれている。*Die Admonitio generalis Karls des Großen*, pp. 226, 228, 230 & 232.
- (2) 訳者註：ここで論じられているテキストは、プロマーによる校訂版に「テオドゥルフの第1カピトゥラリア」として収録されているものである。Theodulf von Orléans, "Erstes Kapitular (Theodulf I)", in: *MGH Capitula episcoporum I*, pp. 73-142. なお訳者を中心とした翻訳チームによる同テキストの邦訳が近日刊行される予定である。
- (3) 訳者註：ここで論じられているテキストは、プロマーによる校訂版に「ゲルバルドゥスの第2カピトゥラリア」として収録されているものである。Ghärbald von Lüttich, "Zweites Kapitular (Ghärbald II)", in: *MGH Capitula episcoporum I*, pp. 22-32.

- (4) 訳者註：収録内容は、Hubert Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrschererlasse* (Monumenta Germaniae Historica. Hilfsmittel 15) (Munich 1995), pp. 339-342 で一覧可能。
- (5) 以下に掲載しているのは、講演後にファン・ライン博士が送付してくださったコンパクトな参考文献リストである。関連する邦語文献としては、多田哲『ヨーロッパ中世の民衆教化と聖人崇敬：カロリング時代のオルレアンとリエージュ』創文社、2014年ほか、多田氏の一連の研究が大変参考になる。また講演中で言及される「一般訓令 *Admonitio generalis*」については邦訳もあるが、旧版のテキストに依拠しているため、条項番号が最新の校訂版とはずれていることに注意しなくてはならない。河井田研朗「カロルス大帝の「万民への訓諭勅令」(*Admonitio Generalis*) (789年) の試訳」『キリスト教文化研究所年報』27 (2005年) 117-150頁。